



# 身体障害者へ一万八千円(額)

## 国民年金制度

### 母子福祉年金は一万一千円(額)

の対象となる人が夫と死別した場合、夫を死別したあと賃元にかかる手数料がかかるか、兄弟の世話をしならざるかで生計中心養育にならない人。

二、母子福祉年金のものである。(戸籍抄本、住民票の原本、所得状況等)をそえて市役所の年金係へ提出することになります。